

## IAIS 市中協議文書 「GME における補助的リスク指標」に意見提出

日本損害保険協会(会長: 城田 宏明)は、保険監督者国際機構(IAIS)が2024年11月27日から2025年2月3日にかけて市中協議に付した「グローバル・モニタリング・エクササイズ(GME)における補助的リスク指標」に対する意見を提出しました。

当該意見は、添付1をご参照ください。

### 1. 市中協議の概要

- ・ 今回の補助的リスク指標の開発は、IAISが「保険セクターにおけるシステミックリスクの評価および削減のための包括的枠組み」(※1)の要素の1つであるGMEの個別保険会社モニタリング(IIM)の中で実施する、潜在的なシステミックリスクの評価に資することを目的としている。これらの指標は、個別保険会社の定量的なスコアには影響を与えないが、システミックリスクの全体的な評価に有益な追加要素を提供するものと位置付けられている。
- ・ 市中協議では、信用リスク、デリバティブ、再保険、モデル評価(mark-to-model)資産に関する指標案、流動性指標の改定案が示されている。
- ・ 市中協議を通じて寄せられた意見は、2025年に予定されているGME評価手法の定期的な見直しの中で検討される。新たな補助的指標を含めるかどうかの決定を含む見直しの結果は、2025年に公表されるGME文書の更新版に反映される。

### 2. 損保協会意見(抜粋)(詳細は添付1ご参照)

- ・ 補助的リスク指標案において評価対象となっているIIMの各項目について、保険会社によってはデータを作成しておらず、この対応のためだけに算出することは過度な負担を伴うことから、提出困難なものもある(本市中協議で特段の意見を提出しない項目を含む)ことをご理解いただきたい。
- ・ 補助的リスク指標の使用にあたっては、ベースとなるIIMのデータ収集において報告不可であったり、保険会社における解釈やみなしを置いたデータを報告していることもあることを考慮する必要がある。IIMのデータ収集における保険会社ごとの解釈の誤差を最小化し、報告数値をより統一的なものとするために、各項目の定義を明確にし、対象資産の例示を増やすなど、仕様書を充実させるべきである。

当協会は、IAISにおける国際保険監督基準策定の議論に積極的に参加しており、今後も市中協議等において本邦業界の意見を表明していきます。

#### (※1) 包括的枠組み

保険セクターにおけるシステミックリスクの潜在的な集積の特定と削減を目的とした枠組み。監督者の要件(介入権限、危機管理グループ設置、破綻処理計画策定)や保険者の要件(流動性リスク・カウンターパーティーリスク管理の強化、再建計画策定等)、IAISによるグローバルなリスクモニタリング活動であるGME(個別保険会社社モニタリング、セクターワイドモニタリングを含む)等が定められている。

質問 (仮訳)		損保協会意見 (和文)	損保協会意見 (英文)
3	信用リスクシナリオ分析 (表 3) において提案されているデフォルト率と回収率について、意見はあるか。変更を推奨する場合は、データソースを提示のこと。	S&P 作成のデータに関する、算出前提等が不明につき、詳細な言及は難しいが、当該データがヒストリカルなデフォルト率・回収実績等に基づき作成されているものであるならば、現行の提案から特段変更の必要性はないと思料。	As the assumptions used in the calculation of the data produced by S&P are unclear, it is difficult to determine whether the proposal is appropriate or not. However, if the data is based on historical default and recovery rates, etc., we do not see any particular need to change the current proposal.
4	現在の IIM テンプレートで収集されるデータの粒度 (資産クラス、格付) は、粒度を増やす可能性がある場合の報告負担を考慮した上で、保険会社の信用リスク・エクスポージャーをモニターするのに適切か。	現在の IIM テンプレートで収集されるデータの粒度は適切である。	The current level of granularity is adequate.
12	提案されているデリバティブに関する補助的指標について、他にコメントはあるか。	保険会社によってはデータを作成しておらず、この対応のためだけに算出するのは過度な負担がかかることから、データを提出できない可能性がある点をご理解いただきたい。	We would ask supervisors to understand that as some insurers do not have the requested data, and it would be unduly burdensome to calculate it solely for this purpose, they may not be able to report.
13	再保険への依存に関するメトリクスの定義案 (RE.1.a および RE.1.b) について意見はあるか。変更を推奨する場合は、改訂後の定義と技術仕様を提示のこと。	RE.1.b: 「再保険への依存度」を評価するという本指標の目的に照らせば、法域内の規制により義務づけられている再保険プールに対する強制出再を対象外とすることも一案と考える (ただしデータの提出可否については未検討である)。	RE.1.b: In light of the aim of the metrics, which is to measure "reliance on reinsurance", one option would be to exclude cessions to reinsurance pools, which is mandated by jurisdictional regulations. However, the feasibility of providing the relevant data has not yet been considered.
19	公正価値で保有するレベル 3 資産または公正価値で保有する場合にレベル 3 に分類される資産 (例: レベル 2 資産として保有する住宅ローン) に含まれない住宅ローンに関する新項目案のデ	保険会社によってはデータを作成しておらず、この対応のためだけに算出するのは過度な負担がかかることから、新項目案のデータを報告することは困難であり、提出できない可能性がある点をご理解いただきたい。	We would ask supervisors to understand that it is not feasible to report data on the new proposed item as some insurers do not have the requested data and would face an unduly burden of calculating it solely for this purpose.

	<p>ータを報告することは実行可能か。そうでない場合、課題とそれを克服する可能性のある方法を記述のこと。</p>		
<p>25</p>	<p>GME における補助的リスク指標の策定について、他に意見はあるか。</p>	<p>GME 補助的指標案において評価対象となっている IIM の各項目について、保険会社によってはデータを作成しておらず、この対応のためだけに算出するのは過度な負担がかかることから、提出困難なものもある（本市中協議で特段の意見なしとしている項目を含む）ことをご理解いただきたい。</p> <p>補助的指標の使用にあたっては、ベースとなる IIM データ収集において報告不可であったり、保険会社における解釈やみなしを置いたデータを報告していることもあることを考慮する必要がある。IIM データ収集における保険会社ごとの解釈の誤差を最小化し、報告数値をより統一的なものとするために、各項目の定義を明確にし、対象資産の例示を充実させるなど、仕様書を充実させていただきたい。</p>	<p>With respect to each of the IIM data items to be assessed in the proposed ancillary risk indicators, we ask supervisors to understand that some items (including those on which we have not specifically commented) may be difficult to provide as some insurers do not have the relevant data, and it would be unduly burdensome to calculate it solely for this purpose.</p> <p>The use of ancillary risk indicators should take into account the fact that there are data items that are not reportable in the underlying IIM Data Collection, or that are reported based on interpretation or proxy by insurers. We would like to see the technical specifications improved by clarifying the definition of each item and providing more examples of assets covered in order to minimise interpretation errors by insurers in IIM Data Collection, and to make the reported figures more consistent.</p>